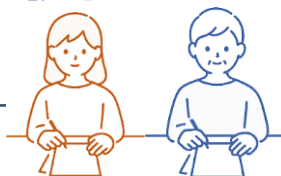


仲間達の「工賃」をめぐる消費税訴訟!! 裁判所への「要請はがき」の取組に ご協力ください



社会福祉法人ゆたか福祉会

ゆたか福祉会は現在、作業所で障害のある人達に支払っている「工賃」の、消費税の扱いをめぐる裁判で争っています。

裁判の中での国側（税務署）の主張は、作業所（就労移行支援・就労継続B型・生活介護）で行っている事業は福祉サービスなので、そこで行われていることは、訓練や活動でしかなく、労働（役務の提供）ではないと主張しているのです。支払っている「工賃」は労働に対する対価ではなく、福祉の給付や剰余金の分配と言っています。



裁判の争点は

作業所で障害者に支払っている「工賃」が「労働（役務の提供）の対価」なのかが争われている。

国側（税務署）

福祉サービスの一環としての活動であるので、作業所（就労継続B型や生活介護）で支払う「工賃」は、福祉の給付が剰余金の分配である。

就労継続A型は雇用契約を結んでいるから労働の対価として賃金を支払っている。



ゆたか福祉会

障害のある人たちが作業所で働いているからこそ、消費税の対象となる売上げが発生し、**工賃はその対価**として作業所が支払っている。

同じ福祉サービス利用なので、雇用契約の有無だけで働いていることを否定は出来ない。

要請はがきの取組にご協力下さい。

私達は、この間の税務署や裁判での国の対応が、障害者が働くことや、そのことで社会に参加していることを、軽く見ていると痛感しています。消費税をめぐる裁判ですが、障害者の働くことの本質を問う裁判だと思っています。

ぜひ、多くの皆様のご協力をお願いします。

※要請ハガキの追加送付などご希望がありましたら連絡を下さい。⇒



裁判に至るまでの経過

ゆたか福祉会は2019年管轄の熱田税務署に、作業所で働いている利用者に支払っている「工賃」は消費税の仕入控除の対象であるから、それまで納めていた工賃部分の消費税額の還付（返還）を求めました。

その理由は、企業の消費税計算では「工賃」を仕入控除（納付額から引く）の対象として扱っているので、作業所の場合も同様に扱うべきだという判断からでした。

還付が認められ、多く納めた消費税が戻ってくれば、元々「工賃」に掛けられていた消費税なので、利用者に還元出来ると考えての請求でした。

しかし税務署はそれを認めず、その後国税不服審判所（国の機関）の場でも争いましたが、結果的に私達の請求が認められませんでした。そこで法人としてそのまま黙っておくべきでないとの判断をし、2022年7月に裁判所に提訴し、現在に至っているのです。



※裁判での国側とのやり取りは、すべてゆたか福祉会のホームページ（情報公開のページ）で、お知らせしていますので参照ください。

ゆたか福祉会への連絡・問合せなどは

電話 052-698-7356 Fax 052-698-7358
E-mail kanri@yutakahonbu.com